

## 報告第3号

専決処分事項の報告について（愛西市税条例の一部を改正する  
条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
「愛西市税条例の一部を改正する条例」を別紙のとおり専決処分したので、  
同条第2項の規定により報告する。

平成30年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### \* 市長の専決処分事項の指定について

- 3 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。



専決第3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
愛西市税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分する。

平成30年2月8日 専決

愛西市長 日 永 貴



## 愛西市条例第3号

### 愛西市税条例の一部を改正する条例

愛西市税条例（平成17年愛西市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第2項及び第53条の7中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。

第54条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。